

1

令和4年第1回

多治見市議会定例会議案

令和4年2月22日

目 次

報第1号	専決処分の報告について	1
報第2号	専決処分の報告について	2
承第1号	専決処分の承認を求めるについて	3
議第1号	多治見市是正請求手続条例の一部を改正するについて	4
議第2号	多治見市個人情報保護条例の一部を改正するについて	8
議第3号	多治見市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するについて	9
議第4号	多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するについて	11
議第5号	多治見市手数料条例の一部を改正するについて	13
議第6号	多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて	14
議第7号	多治見市法定外公共物管理条例及び多治見市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正するについて	17
議第8号	多治見市営住宅管理条例の一部を改正するについて	20
議第9号	多治見市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するについて	21
議第10号	多治見市下水道条例の一部を改正するについて	22
議第32号	工事請負契約の締結について	28
議第33号	工事請負契約の締結について	29
議第34号	工事請負契約の締結について	30
議第35号	工事請負契約の締結について	31
議第36号	工事請負契約の締結について	32
議第37号	市政監察契約の締結について	33
議第38号	多治見市副市長の選任について	34
議第39号	多治見市子どもの権利擁護委員の選任について	35
議第40号	多治見市固定資産評価審査委員会委員の選任について	36
議第41号	市道路線の廃止及び認定について	37
議第42号	市道路線の廃止及び認定について	38
議第43号	市道路線の廃止及び認定について	39
議第44号	市道路線の廃止及び認定について	40

議第45号	市道路線の廃止及び認定について	41
議第46号	市道路線の廃止及び認定について	42
議第47号	市道路線の廃止及び認定について	43
議第48号	市道路線の廃止及び認定について	44
議第49号	市道路線の廃止及び認定について	45
議第50号	市道路線の認定について	46
議第51号	市道路線の認定について	47
議第52号	市道路線の認定について	48
議第53号	市道路線の認定について	49
議第54号	市道路線の認定について	50
議第55号	市道路線の認定について	51
議第56号	市道路線の認定について	52

報第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

専第19号

損害賠償の額を定めるについて

令和3年10月29日午前9時35分頃、市内坂上町7丁目地内のごみ集積場において、本市職員（三の倉センター所属）が、ごみ収集業務中にカラス除けネットを片付ける際、体を支えようと隣接する個人宅のフェンスをつかんだところ、その一部を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年12月22日

多治見市長 古川 雅典

損害賠償額 一金 99,000円

報第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

専第1号

損害賠償の額を定めるについて

令和3年12月23日午前10時30分頃、市内上野町3丁目地内の高架下道路において、本市職員（高齢福祉課所属）の運転する公用車が、東進中の対向車に接触し、同車両右側サイドミラーカバーに塗料を付着させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年1月17日

多治見市長 古川 雅典

損害賠償額 一金 69,287円

承第1号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度多治見市一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

専第20号

令和3年度多治見市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年12月27日

多治見市長 古川 雅典

議第1号

多治見市是正請求手続条例の一部を改正するについて

多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）の一部を次のように改正するものとする。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市是正請求手続条例の一部を改正する条例

多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10条の2」を「第10条の3」に、「第37条」を「第36条」に、「（第38条・第39条）」を「（第37条・第38条）」に改める。

第2条第4号ただし書を削る。

第4条第1項を次のように改める。

前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあっては、是正請求をすることができない。

- （1） 住民監査請求（地方自治法第242条第1項に規定する請求をいう。）をすることができる場合
- （2） 行政不服審査法に基づく不服申立て（同法第1条第2項に規定する他の法律に特別の定めがある場合の不服申立てを含む。以下同じ。）をすることができる場合
- （3） 行政手続法（平成5年法律第88号）第36条の3第1項又は多治見市行政手続条例（平成9年条例第1号）第34条の3第1項の規定による処分等の求めを行うことができる場合
- （4） 前3号に掲げるもののほか、法令又は他の条例等の規定により、市に対して措置を請求することができる場合

第4条第2項中「前項の規定にかかわらず、」を「前項第4号の規定にかかわらず、行政手続法第36条の2第1項又は」に改め、「(平成9年条例第1号)」及び「又は同条例第34条の3第1項の規定による処分等の求めを行うことができる行為等」を削り、「これらの求め」を「行政指導の中止等の求め」に改める。

第5条第1項第10号中「(第32条の規定による行為等を除く。)及び前条第1項に規定する措置の請求に係る法令又は他の条例等の規定による行為等」を削り、同号を同項第12号とし、同項中第6号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 公務員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる行為等

第5条第1項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 是正請求人又は第三者が具体的な利害を有しない行為等

第5条第1項に次の2号を加える。

(13) 前条第1項各号に規定する措置の請求に係る法令又は他の条例等の規定による行為等

(14) 聴聞、弁明の機会の付与その他の意見陳述のための手続において法令又は他の条例等に基づいてされる行為等

第7条第1項中「到達してから」の次に「6月を経過するまでに」を加え、「するまでに通常要すべき標準的な期間(以下「標準審理期間」という。)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない」を「するよう努めるものとする」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第8条第3項中「第27条第1項」を「第10条の3第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

4 審査庁は、是正請求書(第1項ただし書の規定による口頭による場合の陳述を含む。)が前3項の規定に違反する場合は、是正請求人に対し相当の期間を定めて、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

第9条第2項中「審理員」を「審査庁」に、「の互選を命ずる」を「を定める」に

改める。

第10条に次の1項を加える。

- 3 審理員は、第1項の規定により利害関係人の参加を許可したとき又は前項の規定により利害関係人が参加の求めに応じたときは、当該利害関係人には是正請求書の写しを送付しなければならない。

第10条の2第1項中「是正請求人は、」の次に「次条又は」を、「第25条第1項の」の次に「規定による」を加える。

第2章第1節中第10条の2の次に次の1条を加える。

(審理手続等を経ないでする却下決定)

第10条の3 是正請求が次のいずれかに該当する場合は、審査庁は、次節第1款に規定する審理手続及び次章第2節に規定する調査審議手続を経ないで、第27条第1項の規定に基づき、決定で、当該是正請求を却下することができる。

- (1) 是正請求が是正請求期間の経過後にされたものであるとき（第3条第3項ただし書又は同条第4項ただし書に規定する正当な理由があるときを除く。）その他不適法である場合
- (2) 第8条第4項の場合において、是正請求人が同項の期間内に不備を補正しない場合

第11条第1項中「ときは」の次に「、前条の規定により当該是正請求を却下する場合を除き」を加える。

第14条第4項中「これ」を「その写し（前項の規定により添付された書面の写しを含む。）」に改める。

第15条第3項中「これ」を「その写し」に改める。

第19条第1項中「第14条第3項各号に掲げる書面又は」を削り、「若しくは前条第1項第1号」を「又は前条第1項第1号」に、「審査庁が定める」を「審理員が指定する」に改め、「当該書面若しくは」を削り、同条第2項中「提出人」の次に「(審理関係人を除く。）」を加え、同条第4項中「是正請求人又は参加人」を「当該交付を受ける者」に改める。

第24条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第3項中「参加人)」を「参加人。以下この項において同じ。）及び審理員」に改め、「とともに、」の次に「審理関係人に」を加える。

第25条第1項中「の規定による」を「(同項第2号を除く。)の規定により」に改め、「(同項第2号に該当する場合を除く。)」を削り、「に該当する」を「の規定により諮問を要しない」に改める。

第27条第1項中「是正請求期間の経過後にされたものである場合その他」を削る。

第33条第1項中「第24条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁」を「行為庁」に改める。

第35条第2項中「前項」を「審査関係人から第33条第1項及び前項」に、「その旨」を「その写し」に、「通知し」を「送付し」に改める。

第36条を削る。

第37条中「是正請求人及び参加人」を「審査関係人」に改め、同条を第36条とする。

第38条中「(同法第1条第2項に規定する他の法律に特別の定めがある場合の不服申立てを含む。)」を削り、同条を第37条とする。

第39条を第38条とする。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の多治見市是正請求手続条例の規定は、施行日以後に請求のあった是正請求について適用し、施行日前に請求のあった是正請求については、なお従前の例による。

議第 2 号

多治見市個人情報保護条例の一部を改正するについて

多治見市個人情報保護条例（平成 8 年条例第 25 号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 4 年 2 月 22 日 提出

多治見市長 古 川 雅 典

多治見市個人情報保護条例の一部を改正する条例

多治見市個人情報保護条例（平成 8 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議第3号

多治見市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するについて

多治見市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正するものとする。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

多治見市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続いて」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第9条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市の規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第13条を第15条とし、第12条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第13条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第14条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に

掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第4号

多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するについて

多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第25号）の一部を次のように改正するものとする。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

（給料の調整額）

第10条の2 給与条例第9条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

第22条の次に次の1条を加える。

（給料の調整額に相当する報酬）

第22条の2 市長は、パートタイム会計年度任用職員に、給料の調整額に相当する報酬を支給することができる。

2 給料の調整額に相当する報酬については、給与条例第9条の規定を準用する。この場合において、同条中「給料月額」とあるのは「多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第22条第1項又は第2項の規定による報酬の額」と、「給料の調整額」とあるのは「給料の調整額に相当する報酬」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の第10条の2及び第22条の2の規定は、令和4年2月の勤務に係る給与から適用する。

(給与の内払)

第2条 この条例による改正前の多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて令和4年2月及び3月の勤務に対して支給された給与は、この条例による改正後の多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

議第5号

多治見市手数料条例の一部を改正するについて

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市手数料条例の一部を改正する条例

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表95の項中「11万円」を「98,000円」に改め、同表97の項中「17,000円」を「15,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後に申請があったものに係る手数料から適用し、施行日前に申請があったものに係る手数料については、なお従前の例による。

議第6号

多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて

多治見市国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正するものとする。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例

多治見市国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第11条の3各号列記以外の部分中「第20条」の次に「及び第20条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第15条の6中「63万円」を「65万円」に改める。

第15条の6の2各号列記以外の部分中「第20条」の次に「及び第20条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第15条の6の12中「19万円」を「20万円」に改める。

第20条の見出しを「(低所得者の保険料の減額)」に改め、同条第1項中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第4項中「63万円」を「65万円」に改める。

第20条の2の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者

に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条又は第15条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする。

- 2 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第15条の5」とあるのは「第15条の6の6又は第15条の6の10」と、「第15条第2項」とあるのは「第15条の6の6第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の6の6第3項」と読み替えるものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。
 - (1) 第15条又は第15条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額
 - (2) 前号に掲げる額に、それぞれ10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）
- 5 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
- 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第15条の5」とあるのは「第15条の6の6又は第15条の6の10」と、「第15条第2項」とあるのは「第15条の6の6第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の多治見市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第7号

多治見市法定外公共物管理条例及び多治見市準用河川流水占用料等徴収
条例の一部を改正するについて

多治見市法定外公共物管理条例（平成15年条例第2号）及び多治見市準用河川流水
占用料等徴収条例（平成12年条例第8号）の一部を次のように改正するものとする。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市法定外公共物管理条例及び多治見市準用河川流水占用料等徴収条例の
一部を改正する条例

（多治見市法定外公共物管理条例の一部改正）

第1条 多治見市法定外公共物管理条例（平成15年条例第2号）の一部を次のように
改正する。

第2条第1号中「道路法」を「農道、林道その他の道路法」に改める。

第3条第2号中「たい積し」を「堆積し」に改める。

第5条第1項第2号中「法定外公共物」を「道路等」に、「改築又は除却する
こと」を「若しくは改築すること又は普通河川等の敷地内において工作物等を新築、
改築若しくは除却すること」に改める。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、多治見市水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関す
る条例（昭和41年条例第31号）第1条第1項に規定する水道事業、下水道事業及
び農業集落排水事業に係る第5条第1項第1号の法定外公共物の敷地の占用の許
可の期間は、10年以内とする。

第7条第2項中「前項の許可」を「行為の許可」に改める。

第10条に見出しとして「(占用料等の徴収方法)」を付し、同条を次のように改め

る。

第10条 市長は、行為の許可（第7条第2項の規定による行為の許可の更新を含む。以下同じ。）をした日から1月以内に、納入通知書により一括して占用料等を占用者等から徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、行為の許可の期間が翌年度以降にわたる場合は、翌年度以降の占用料等は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。

第16条第3号中「法定外公共物」を「当該行為の許可に係る法定外公共物が、法定外公共物」に改める。

（多治見市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正）

第2条 多治見市準用河川流水占用料等徴収条例（平成12年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法第32条第1項の規定により市が」を「法第23条、第24条及び第25条の規定により許可を受けた者（以下「占用者等」という。）から」に、「に関し必要な事項を」を「の額及び徴収方法について」に改める。

第2条の見出しを「(流水占用料等の額)」に改め、同条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 同一の占用者等（法第100条第1項において準用する法第24条の規定により許可を受けた者に限る。）が2以上の使用目的で占用する物件に係る占用料の額は、当該占用の主たる目的による占用に係る占用料の額とする。

第3条を次のように改める。

（流水占用料等の徴収方法）

第3条 市長は、法第100条第1項において準用する法第23条、第24条及び第25条の規定により許可をした日から1月以内に、納入通知書により一括して流水占用料等を占用者等から徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該許可の期間が翌年度以降にわたる場合は、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。

第4条の見出しを「(流水占用料等の額の変更等)」に改め、同条第1項中「流水占用料等に係る許可を受けた者」を「占用者等」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第8号

多治見市営住宅管理条例の一部を改正するについて

多治見市営住宅管理条例（昭和49年条例第13号）の一部を次のように改正するものとする。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市営住宅管理条例の一部を改正する条例

多治見市営住宅管理条例（昭和49年条例第13号）の一部を次のように改正する。
別表南姫の部昭和42年度の款中「16」を「12」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第9号

多治見市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するについて

多治見市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第26号）の一部を次のように改正するものとする。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

多治見市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている非常勤消防団員に係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

議第10号

多治見市下水道条例の一部を改正するについて

多治見市下水道条例（昭和44年条例第30号）の一部を次のように改正するものとする。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市下水道条例の一部を改正する条例

多治見市下水道条例（昭和44年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「除く。」の次に「以下この章並びに第33条第1項第4号並びに第38条第2号及び第3号において「排水設備等の工事」という。」を加え、「規程で定めるところにより管理者が排水設備等の工事に関し、技能を有する者として指定した者」を「管理者の指定を受けた者」に改める。

第13条第1項中「下水道工事指定店」を「排水設備等の工事を行った下水道工事指定店」に改め、同条の次に次の10条を加える。

（下水道工事指定店の指定の申請）

第13条の2 第12条第1項の指定は、排水設備等の工事の事業を行う者の申請により行う。

2 第12条第1項の指定を受けようとする者は、規程で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。

（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（2）排水設備等の工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第13条の5第1項の規定によりそれぞれの事業所において専属することとなる責任技術者の氏名

（3）排水設備等の工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

(4) その他規程で定める事項

(下水道工事指定店の指定の基準)

第13条の3 管理者は、第12条第1項の指定の申請をした者が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに、第13条の5第1項の規定により責任技術者として専属させることとなる者を置く者であること。
- (2) 規程で定める機械器具を有する者であること。
- (3) 岐阜県内に事業所がある者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 精神の機能の障害により排水設備等の工事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 第13条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

2 管理者は、第12条第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

(下水道工事指定店の指定の更新)

第13条の4 第12条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

(下水道排水設備工事責任技術者)

第13条の5 下水道工事指定店は、事業所ごとに、第3項各号に掲げる職務をさせるため、下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）を専属させなければならない。

2 責任技術者は、岐阜県下水道協会（以下「協会」という。）に登録され、協会から下水道排水設備工事責任技術者証の交付を受けた者でなければならない。

3 責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(1) 排水設備等の工事に関する技術上の管理

(2) 排水設備等の工事に従事する者の技術上の指導監督

(3) 排水設備等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認

4 排水設備等の工事に従事する者は、責任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(下水道工事指定店証)

第13条の6 管理者は、下水道工事指定店として指定を行った工事の事業を行う者に対し、下水道工事指定店証（以下「工事指定店証」という。）を交付する。

2 下水道工事指定店は、工事指定店証を事業所の見やすい場所に掲げなければならない。

3 下水道工事指定店は、第13条の11の規定により指定を取り消され、又は指定の効力を一時停止されたときは、遅滞なく管理者に工事指定店証を返納しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、工事指定店証の書換え交付、再交付に関し必要な事項は、規程で定める。

(変更の届出等)

第13条の7 下水道工事指定店は、事業所の名称及び所在地その他規程で定める事項に変更があったとき、第13条の3第1項第1号、3号若しくは4号（ア、イ若しくはオに限る。）に該当しなくなったとき又は排水設備等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規程で定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

(下水道工事指定店の責務及び遵守事項)

第13条の8 下水道工事指定店は、下水道に関する法令、条例及び規程並びに工事に関するその他の法令が定めるところに従い適正に排水設備等の工事を施行しなければならない。

(責任技術者の立会い)

第13条の9 管理者は、第13条第1項の規定による排水設備等の工事の検査を行うときは、当該工事を施行した下水道工事指定店に対し、当該工事に係る責任技術者を検査に立ち合わせることを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第13条の10 管理者は、下水道工事指定店に対し、当該下水道工事指定店が施行した排水設備等の工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(指定の取消し又は一時停止)

第13条の11 管理者は、下水道工事指定店が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条第1項の指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

- (1) 第13条の3第1項各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- (2) 第13条の5第1項の規定に違反したとき。
- (3) 第13条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第13条の8に規定する下水道工事指定店の責務及び遵守事項に従った適正な排水設備等の工事の施行ができないと認められるとき。
- (5) 第13条の9の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (6) 前条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (7) その施行する排水設備等の工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- (8) 不正の手段により第12条第1項の指定を受けたとき。

2 第13条の3第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第16条第1項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次のように加える。

- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき

380ミリグラム未満

第16条第1項に次の2号を加える。

(6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満

(7) 磷^{りん}含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

第16条第2項中「第3号まで」を「第4号まで、第6号及び第7号」に、「認めたときは、同項第1号」を「認めたときは、同項第1号中「380ミリグラム」とあるのは「125ミリグラム」と、同項第2号」に、「第2号及び第3号」を「第3号及び第4号」に改め、「300ミリグラム未満」と」の次に「、同項第6号中「240ミリグラム未満」とあるのは「150ミリグラム未満」と、同項第7号中「32ミリグラム未満」とあるのは「20ミリグラム未満」と」を加える。

第17条第1項第8号を同項第11号とし、同項第7号中「沃素」を「沃^{よう}素」に改め、同号を同項第10号とし、同項第6号を同項第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満

(9) 磷^{りん}含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

第17条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき
380ミリグラム未満

第17条第2項中「第5号まで」を「第6号まで、第8号及び第9号」に改め、「40度未満」と」の次に「、同項第3号中「380ミリグラム」とあるのは「125ミリグラム」と」を加え、「第3号」を「第4号」に、「第4号及び第5号」を「第5号及び第6号」に改め、「300ミリグラム未満」と」の次に「、同項第8号中「240ミリグラム未満」とあるのは「150ミリグラム未満」と、同項第9号中「32ミリグラム未満」とあるのは「20ミリグラム未満」と」を加える。

第33条第1号中「をしたとき」を削り、同条第3号中「をするとき」を削り、同号を同条第4号とし、同条第2号中「をされたとき」を削り、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 下水道工事指定店の指定の更新 1件につき 5,000円

第33条に次の1項を加える。

2 既納の手数料は、返還しない。

第35条第3項中「第33条第3号」を「第33条第4号」に改める。

第38条第2号中「新設等の」を削り、同条第3号中「新設等」を「工事」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。ただし、第16条及び第17条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（第16条及び第17条の改正規定を除く。以下同じ。）の施行の際、現に改正前の多治見市下水道条例第12条第1項の規定による規程（以下「旧規程」という。）の規定により下水道工事指定店の指定（指定の更新を含む。以下同じ。）を受けている者は、改正後の多治見市下水道条例（以下「新条例」という。）第12条第1項の規定による下水道工事指定店の指定を受けたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に旧規程の規定により行われた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。

議第32号

工事請負契約の締結について

文化会館大規模改修工事建築工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 文化会館大規模改修工事 建築工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 一金 272,800,000円 |
| 4 契約の相手方 | 多治見市大正町3丁目67番地
株式会社飯田建設
代表取締役 飯田 道広 |

議第33号

工事請負契約の締結について

文化会館大規模改修工事電気設備工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古 川 雅 典

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 文化会館大規模改修工事 電気設備工事 |
| 2 契約の方法 | 事後審査型制限付き一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 一金 302,500,000円 |
| 4 契約の相手方 | 小境・林特定建設工事共同企業体
代表構成員 多治見市錦町3丁目8番地
小境電気工事株式会社
代表取締役 小境 啓介
構成員 多治見市京町1丁目134番地
株式会社林電機商会
代表取締役 林 浩司 |

議第34号

工事請負契約の締結について

文化会館大規模改修工事機械設備工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 文化会館大規模改修工事 機械設備工事 |
| 2 契約の方法 | 事後審査型制限付き一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 一金 187,550,000円 |
| 4 契約の相手方 | 多治見市赤坂町6丁目2番地98
株式会社池田産業本店
本店長取締役 岩村 幸正 |

議第35号

工事請負契約の締結について

文化会館ホール天井等改修工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 文化会館ホール天井等改修工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 一金 234,960,000円 |
| 4 契約の相手方 | 岐阜市金園町1丁目3番3号
株式会社鴻池組岐阜営業所
所長 井平 敬 |

議第36号

工事請負契約の締結について

陶都中学校外壁等改修工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 陶都中学校外壁等改修工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 一金 442,200,000円 |
| 4 契約の相手方 | 多治見市明和町2丁目50番地
株式会社吉川組
代表取締役 吉川 厚志 |

議第37号

市政監察契約の締結について

次の者と市政監察契約を締結したいので、多治見市職員による公益通報に関する条例（平成18年条例第53号）第15条第4項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

- 1 契約の目的 市政監察契約
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 次に掲げる額（消費税等の額を含まない。）
 - (1) 基本額 月額20,000円
 - (2) 実績額 次のア及びイの合計額
 - ア 公益通報に基づく調査1件につき30,000円
 - イ 公益通報に基づく調査1時間につき15,000円。ただし、1時間に満たない時間については、30分未満は7,500円とし、30分以上は15,000円とする。
- 4 契約の相手方 多治見市小田町6丁目48番地
富田 武生
多治見市栄町3丁目39番地
國光 健宏

議第38号

多治見市副市長の選任について

次の者を多治見市副市長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

住 所	氏 名	生年月日	備 考
***** ***	佐藤 喜好	*****	再任（任期は、令和 8年3月31日まで）

提案理由

本市副市長 佐藤 喜好氏の任期が、令和4年3月31日に満了するため、同氏を再度選任する。

議第39号

多治見市子どもの権利擁護委員の選任について

次の者を多治見市子どもの権利擁護委員に選任したいので、多治見市子どもの権利に関する条例（平成15年条例第27号）第13条第3項の規定により、議会の同意を求めらる。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

住 所	氏 名	生年月日	備 考
***** ***** **	藤田 聖典	*****	新任（任期は、令和7年3月31日まで）

提案理由

本市子どもの権利擁護委員 水野 将也氏の任期が、令和4年3月31日に満了するため、後任として藤田 聖典氏を新たに選任する。

議第40号

多治見市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を多治見市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

住 所	氏 名	生年月日	備 考
***** **	大坪 弘典	*****	新任（任期は、令和7年3月25日まで）

提案理由

本市固定資産評価審査委員会委員 山田 宏之氏の任期が、令和4年3月25日に満了するため、後任として大坪 弘典氏を新たに選任する。

議第41号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

区分	整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
廃止	8232	860700	多治見市 同 市	笠原町字平園4501番 笠原町字梅平4023番1	地先から 地先まで
認定	8232	860700	多治見市 同 市	笠原町字平園4501番1 笠原町字梅平4023番1	地先から 地先まで
認定	8417	860705	多治見市 同 市	笠原町字梅平4024番27 笠原町字梅平3986番26	地先から 地先まで

議第42号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

区分	整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
廃止	8234	860702	多治見市 同 市	笠原町字梅平4106番192 笠原町字梅平4106番44	地先から 地先まで
認定	8234	860702	多治見市 同 市	笠原町字梅平4106番192 笠原町字梅平4106番44	地先から 地先まで
認定	8418	860706	多治見市 同 市	笠原町字梅平4106番276 笠原町字梅平4106番276	地先から 地先まで
認定	8419	860707	多治見市 同 市	笠原町字梅平4106番276 笠原町字梅平4106番276	地先から 地先まで

議第43号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

区分	整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
廃止	8250	860813	多治見市 同 市	笠原町字平下948番22 笠原町字平下948番26	地先から 地先まで
認定	8250	860813	多治見市 同 市	笠原町字平下948番2 笠原町字平下948番25	地先から 地先まで
認定	8420	860815	多治見市 同 市	笠原町字平下948番26 笠原町字平下948番180	地先から 地先まで
認定	8421	860816	多治見市 同 市	笠原町字平下948番158 笠原町字平下948番184	地先から 地先まで
認定	8422	860817	多治見市 同 市	笠原町字平下948番218 笠原町字平下948番2	地先から 地先まで
認定	8423	860818	多治見市 同 市	笠原町字平下948番195 笠原町字平下948番120	地先から 地先まで

議第44号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

区分	整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
廃止	8354	870321	多治見市 同 市	笠原町字向島2455番306 笠原町字向島2455番306	地先から 地先まで
認定	8354	870321	多治見市 同 市	笠原町字向島2455番306 笠原町字向島2455番306	地先から 地先まで
認定	8424	870331	多治見市 同 市	笠原町字向島2455番306 笠原町字向島2455番306	地先から 地先まで
認定	8425	870332	多治見市 同 市	笠原町字向島2455番306 笠原町字向島2455番306	地先から 地先まで

議第45号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

区分	整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
廃止	8368	871104	多治見市 同 市	笠原町字森下1651番17 笠原町字森下1651番2	地先から 地先まで
認定	8368	871104	多治見市 同 市	笠原町字森下1651番5 笠原町字森下1651番12	地先から 地先まで
認定	8426	871112	多治見市 同 市	笠原町字森下1651番9 笠原町字森下1651番2	地先から 地先まで

議第46号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

区分	整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
廃止	8369	871105	多治見市 同 市	笠原町字森下1650番8 笠原町字森下1650番10	地先から 地先まで
認定	8369	871105	多治見市 同 市	笠原町字森下1658番3 笠原町字森下1650番11	地先から 地先まで
認定	8427	871113	多治見市 同 市	笠原町字森下1658番7 笠原町字下原1264番54	地先から 地先まで

議第47号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

区分	整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
廃止	8273	861306	多治見市 同 市	笠原町字砂崎1430番5 笠原町字砂崎1450番1	地先から 地先まで
認定	8273	861306	多治見市 同 市	笠原町字清水口1424番16 笠原町字砂崎1444番5	地先から 地先まで
認定	8428	861321	多治見市 同 市	笠原町字清水口1385番2 笠原町字清水口1360番1	地先から 地先まで

議第48号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

区分	整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
廃止	8396	872111	多治見市 笠原町字富士下3387番51 同 市 笠原町字富士下3387番6	地先から 地先まで	
認定	8396	872111	多治見市 笠原町字富士下3387番51 同 市 笠原町字富士下3387番61	地先から 地先まで	
認定	8429	872112	多治見市 笠原町字富士下3320番3 同 市 笠原町字富士下3387番75	地先から 地先まで	

議第49号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

区分	整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
廃止	6302	614148	多治見市 同 市	明和町2丁目25番21 明和町2丁目25番33	地先から 地先まで
認定	6302	614148	多治見市 同 市	明和町2丁目25番52 明和町1丁目9番24	地先から 地先まで

議第50号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
5 3 6 5	5 2 1 6 2 9	多治見市 幸町7丁目20番1 同 市 幸町7丁目20番10	地先から 地先まで	

議第51号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
5 3 6 6	5 2 1 6 3 0	多治見市 幸町7丁目37番11 同 市 幸町7丁目37番6	地先から 地先まで	

議第52号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
5 3 6 7	5 2 2 3 3 2	多治見市 昭栄町30番135 同 市 昭栄町30番124	地先から 地先まで	

議第53号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
5 3 6 8	5 2 2 3 3 3	多治見市 昭栄町96番71 同 市 昭栄町96番70	地先から 地先まで	

議第54号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
5 3 6 9	5 2 2 3 3 4	多治見市 昭栄町96番77 同 市 昭栄町96番68	地先から 地先まで	

議第55号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
5 3 7 0	5 2 2 1 4 4	多治見市 同 市	平井町4丁目44番2 平井町4丁目81番9	地先から 地先まで

議第56号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

多治見市長 古川 雅典

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
5 3 7 1	5 2 2 1 4 5	多治見市 同 市	平井町4丁目28番4 平井町4丁目41番8	地先から 地先まで